

第162回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成24年6月22日（金） 午後1時30分～2時55分
場 所	群馬県庁29階第一特別会議室

第162回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成24年6月22日(金) 午後1時30分～午後2時55分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第一特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、森田哲夫、
下保 修(代理 阿部 悟)、宮前鍬十郎、南波和憲、大林俊一、
須藤和臣、小川 晶、金子 實
- 4 欠席委員 日垣由美、小山 洋、佐藤和彦
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、今井次長、松岡次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 高崎都市計画道路(3・4・61号前橋中里線)の変更について
第2号議案 伊勢崎都市計画道路(3・3・12号坂東大橋石山線)の変更について
第3号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第162回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第162回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市画課長の中島でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、お集まりいただきありがとうございます。まず、委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局からご報告申し上げます。

(事務局)

お手元の群審報第99号という資料をご覧ください。はじめに関係行政機関の職員として、関東農政局長が職指定されています。宮坂委員が退任され佐藤委員が就任されました。次に県会議員では、織田沢委員、星名委員、笹川委員が退任され南波委員、大林委員、須藤委員が就任されました。最後に市町村の議会の議長を代表する者として、群馬県市議会議長会長の吉田委員が退任され金子委員が就任されました。以上でございます。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第162回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件3件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。今回は、木村委員と田中委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、ご了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とする

ような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が2名、報道関係者が2名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますのでご注意ください。

報道関係などの方には、ただ今から写真撮影などを許可いたします。

(写真撮影)

第1号議案 高崎都市計画道路(3・4・61号前橋中里線)の変更について

(議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案高崎都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の松岡と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案高崎都市計画道路3・4・61号前橋中里線の変更について、ご説明いたします。お手元の議案書1ページとあわせて議案添付図面の図1又はスクリーン

をご覧ください。

まず、位置関係をご説明します。高崎市群馬支所、旧群馬町役場ですが、イオン高崎を赤い丸で示しています。

3・4・6 1号前橋中里線は、図中央の青色の路線で、その大部分が一般県道前橋足門線ともなっており、前橋市境となる関越自動車道から、西毛広域幹線道路、高崎渋川バイパスと交差し、旧群馬町中里地区に至る県決定の都市計画道路です。

総括図では、赤色で今回右折レーンを設置する変更区間を、黄色で右折レーンをなくす変更区間を、そして青色で変更しない区間を示しています。

計画書、変更理由は、お手元の議案書2ページをご覧ください。変更理由を含めて、具体的な内容について拡大図でご説明します。黒い点線で囲んだ土地区画整理事業区域を拡大いたします。

添付図面の図2、変更概要図1をご覧ください。今回の変更は、高崎市が施行している中央第二土地区画整理事業の地元ワークショップによる道路計画の見直しによるものです。図の緑色の枠が中央第二土地区画整理事業施行区域を示しており、その中央部の茶色の点線は、先行整備した区域界を示しています。図の右側1の区域は、イオンの出店等にあわせて先行整備した区域で、左側の2の区域が、今回道路計画を見直すためにワークショップで実施した区域となります。

ワークショップの結果、市決定の都市計画道路である棟高観音寺線が、黄色線から赤色線へ位置が変更されることになったものです。これは県道との交差位置を変更してT字路から群馬支所などへ通じる十字路とすることで、地域住民の利便性を向上させようとするものです。変更内容の詳細についてご説明します。

添付図面の図3、変更概要図2をご覧ください。棟高観音寺線は、区域の北側にある高崎市群馬支所や市民活動センターなどの地区拠点施設へのアクセスを考慮して、黄色線から赤色線に変更するもので、県道との交差点が、図のBからAに変更となることから、県決定道路に設置される右折レーンの位置が変更となるもので、当該区間の道路幅員を変更しようとするものです。道路幅員の変更内容についてご説明します。

添付図面の図4、変更概要図3をご覧ください。右側に前橋中里線の標準断面図を示しています。上が一般部で、2車線で幅員が16メートルですが、下に示す交差点部では、右折レーンが設置され、3車線となり幅員が17メートルとなるものです。今回、新たに交差点となるA地点は幅員が16メートルから17メートルに変更となり、逆に交差点がなくなるB地点では17メートルから16メートルに変更となります。

添付図面の図5、計画図をご覧ください。決定図書となる計画図ですが、図では変更前を黄色で、変更後を赤色で示しています。

これまでの説明どおり、市決定道路の交差点位置の変更により、右折帯の設置場所、17メートル拡幅となる区間とともに、すりつける区間が、黄色の引き出し線の位置から赤色の引き出し線の位置に変更になることを示しています。なお、あわせて構造に車線の数を2車線に決定するものです。

ただ今説明しました第1号議案につきましては、去る平成24年1月17日から1月31日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いましたが、公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成24年3月9日から3月23日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(森田委員)

今の件につきまして、市決定の棟高観音寺線も都市計画決定の変更が必要かと思いますが、その進捗スケジュール等、もう一つ区画整理についても変更が必要かと思いますが、その状況について教えてください。

(事務局)

県決定として変更します前橋中里線がこちらでございます。市決定の道路がこういった形で交差を予定していたものが、支所への十字路の形態とするためにこちらに変更するものでございます。こちらの市決定の道路につきましては、市の都市計画審議会ですべての手続きを終えて、県の本日の審議の結果を待っている状況にあります。同日付で市も変更し、県も変更するという手続きで、市の手続きは市の審議会も経て、異存ない旨の議決をいただいていると聞いています。また、当初先行したエリアは、区画整理の理想型どおり区画街路が碁盤目状に入っていますが、今回ワークショップ等を重ねて、既存の道路を極力活用する形で、こちらが当初の案です。区画整理の当初の計画案でこちらも碁盤目状に計画していましたが、既存の道路を極力活用して全体事業費を縮減しつつ減歩率も数パーセント圧縮して、一日も早く事業完成すべくワークショップを重ね、今回この道路の形が、従前の形から変わったことに伴う県決定道路の変更でございます。以上でよろしいでしょうか。

(森田委員)

はい。続けて、ワークショップで、区画整理と都市計画道路の提案をかけた珍しい例だと思いますが、ワークショップで住民の合意を得られたのか、また、意見書が出ていないということなので、合意か意見はないということだと思いますが、今回の地元の合意状況について教えていただけますか。

(事務局)

具体的には高崎市といたしましては、とても丁寧に合意形成を図ってまいりまして、平成19年から見直しに着手し、23年までに71回の地元住民との意見交換会を重ね、地域の課題の整理から始まり、具体的な見直し案の合意に至ったと聞いております。具体的にはこちらの意見交換の中で十二分に合意形成が図られ、今回の変更についても住民のみなさんにとっては利便性が完全にプラスに働くということで、特に反対意見等もなかった

と聞いております。

(森田委員)

はい、わかりました。

(議長)

他にはありませんか。それではお伺いします。本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案 伊勢崎都市計画道路(3・3・12号坂東大橋石山線)の変更について

(議長)

次に、第2号議案伊勢崎都市計画道路についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案伊勢崎都市計画道路3・3・12号坂東大橋石山線の変更について、ご説明します。お手元の議案書3ページとあわせて議案添付図面の図7又はスクリーンをご覧ください。

まず位置関係をご説明します。伊勢崎市役所と伊勢崎駅を赤い丸で示しています。3・3・12号坂東大橋石山線は、図中央を上下に走る青色の路線で、区間毎に下から国道462号、主要地方道桐生伊勢崎線、主要地方道伊勢崎大間々線などともなっており、坂東大橋から伊勢崎市の中心市街地を通過して、伊勢崎市下触町に至る県決定の都市計画道路です。

総括図では、赤色で今回隅切りをなくす変更区間を、そして青色で変更しない区間を示しています。計画書、変更理由は、お手元の議案書の4ページをご覧ください。変更理由を含めて、具体的な内容について拡大図でご説明いたします。黒い点線で囲んだ土地区画整理事業区域を拡大いたします。

添付図面の図8、変更概要図をご覧ください。今回の変更は、伊勢崎市が施行している伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業の道路計画の見直しによるものです。図の茶色枠が土地区画整理事業施行区域となりますが、道路計画の見直しにより、青色の坂東大橋石山線に接続する黄色く表示しております市道大手通りが廃止となることから、この交差点の県道部分の隅切部、赤く表示している部分を変更するものです。なお、今回の道路計画の見直しは、既存道路の活用を図るなどして全体事業費を縮減し、事業の早期完成を図ろうとするものですが、この見直しにより、平均減歩率も現状の約15パーセントから数パーセント緩和されることとなるものです。変更内容の詳細についてご説明します。

添付図面の図9、計画図をご覧ください。決定図書となる計画図ですが、図で変更前を黄色で、変更後を赤色で表示しています。赤で囲われた部分が今回の変更箇所です。これまでのご説明のとおり、市決定道路である大手通りが廃止されることに伴って、県道側で決定していた市道との交差点の隅切り部分を廃止するものです。

図10、参考資料をご覧ください。ただいま説明しました第2号議案につきましては、去る平成24年1月10日から1月24日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成24年4月17日から5月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。以上で第2号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、本案についてご意見やご質問があればお願いします。

(原田委員)

参考のために教えていただきたいのですが、区画整理の進捗状況と計画がどのように変更になったのか、中身が分かれば教えてください。

(事務局)

先ほどと同じように、図が小さくて恐縮ですが、見直し前の従前の土地区画整理事業の中に配置しました道路計画図でございます。今回伊勢崎市が見直しました大手通りはこちらでございます、県決定道路坂東大橋石山線はこちらでございます。お手元の資料を見ていただければと思いますが、現道が既に同じ方向に走っています。こうした路線を少し拡幅するなど、既存の道路を極力活用する形で、また南北の道路も現道がほぼ並行してありながら、まっすぐに基盤目状に整理したいという当初計画でありましたが、現道に沿わせる形で、計画を見直すなど、大々的な見直しをしているところでございます。なお、全体事業費も大きく、概数ですが当初370億円のもの、250億円に圧縮されますので、現在の進捗率、23年度末ですが、こちらの事業費をベースにすると21パーセントの進捗状況でしたが、事業費の縮小により、32パーセントの進捗状況にあるという状況でございます。

(議長)

ほかにはよろしいですか。それでは、本案についても原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

異議のないものと認めまして、本案も原案のとおり決定いたします。

第3号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
(議長)

次に、第3号議案太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の石山と申します。よろしくお願います。第3号議案太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。

本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である太田市長が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。詳細な説明につきましては、太田市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

付議書の5ページをご覧ください。付議書の写しでございます。太田市長からの付議となっております。続きまして、6ページが施設概要となっております。

名称は太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は指定なしの市街化調整区域、申請者住所氏名は東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力株式会社、代表取締役西澤俊夫、所在地は群馬県太田市新田市町105の756の一部、敷地面積は1892.17平方メートル、主な施設は産業廃棄物処理施設、ここには記載がございませんが中間処理施設でございます。処理能力は、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃油の分解が一日あたり0.4立方メートル、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器の洗浄・分解が一日あたり2.1トン、建築物の延べ面積が39.96平方メートルとなっております。

本施設は、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃油の分解及び微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器の洗浄・分解処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書の許可の手続きを行おうとするものでございます。

それでは、施設の概要につきましては、許可権者であります太田市の建築指導課、太田課長からの説明とさせていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課の太田と申します。第3号議案についての補助説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

申請者の東京電力株式会社は、事業に伴う設備として、変圧器等多くの電気機器を保有しておりますが、これらの絶縁油としてポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBが微量

混入している機器が存在しており、その廃棄物は、PCB特措法により、定められた処理期限までの処理が保管事業者に義務付けられております。本案件は、PCBが微量混入している微量PCB汚染廃電気機器で申請者が県内に保有しているものを処理する施設を新新田変電所内の一部を利用して新設するものです。処理を行った後は処理施設を撤去し、元の変電所用地に還元する計画でございます。

次に、添付図面の説明をさせていただきます。スクリーンまたは図11をご覧ください。都市計画図において申請地の位置を示しており、中央左の赤い部分が申請地でございます。敷地は太田都市計画区域内にあり、太田駅から北西へ約7キロメートル離れた市街化調整区域に位置しております。また、青い丸で示すものが申請地から最も近い学校及び病院で、申請地からの距離は、生品中学校までが約1キロメートル、新田診療所までが約1.8キロメートルとなっております。機器の搬入経路はピンク色で示す経路で、洗浄液等の搬入、処理後物等の搬出については、緑色に示すと通りの経路となっております。

次のスクリーンまたは図12をご覧ください。申請地から300メートルの範囲の状況を示しております。赤で示したのが今回の申請地で、隣接する灰色の部分が新新田変電所でございます。申請地の周囲は田畑が大半を占め、黄色で示したものが住宅、青で示したものが工場であり、最も近い住宅までの距離は、約75メートルでございます。

次のスクリーンまたは図13をご覧ください。こちらは、土地の利用計画を示したものでございます。図の上半分の赤の境界線に囲まれた敷地が申請地で、下半分には隣接する変電所の一部が示されております。左上の水色の排水溝で囲まれた部分に処理前及び処理後の廃電気機器の保管場所があり、右隣のピンク色で示すものが微量PCB汚染廃電気機器の処理設備となります。また、黄色で示した①に今回の申請建築物として倉庫兼準備室を計画しており、延べ面積は、39.96平方メートルとなります。また、赤線で示しております境界には、出入口を除いて高さ2.5メートルのネットフェンスを設けます。

次のスクリーンまたは図14をご覧ください。処理の工程を示しております。矢印の赤が処理前、オレンジが処理中、水色が処理後の工程を、ピンク色に囲まれた部分が処理設備をそれぞれ示しております。

まず、図の左下に①としまして、処理前の廃電気機器を新新田変電所内の保管場所から申請地へ搬入します。次に、その上の方に②としまして、処理前の廃電気機器を処理前機器保管場所に一時保管します。次に、図の中央に③としまして、処理前の廃電気機器を処理設備内の処理機器設置場所に据え付けます。次に、④としまして、処理前の廃電気機器に微量PCB汚染廃油である絶縁油が入っている場合は、抜油してドラム缶にて機器設置場所左上の廃油保管場所に保管します。次に、⑤としまして、処理前の廃電気機器と処理設備を配管で接続し、廃電気機器内に洗浄液等を注入し洗浄します。⑥としまして、PCB分解設備となりますが、洗浄液中に溶出したPCBを分解し無害化処理を行います。⑦としまして、洗浄後は廃電気機器を解体し内部の部材を取り出します。また、⑧としまして、⑦で取り出した内部の部材等を洗浄槽に入れて洗浄します。⑨としまして、処理後の廃電気機器及び部材を処理済機器保管場所に保管します。最後に⑩としまして、処理済機器は有価物の金属くずとしてリサイクル会社へ売却し、処理

液は特別管理産業廃棄物として委託処理業者で焼却処理をするため、搬出します。

次のスクリーンまたは図15をご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置手続きの概要についてですが、左上の産業廃棄物処理施設の事前協議につきましては、300メートル以内の居住者全員等からの合意書取得を経て、平成24年2月24日付けで事前協議が終了しております。今後の手続きといたしましては、建築基準法、都市計画法及びその他関係法令による手続きを経て、10月頃着工、平成25年1月頃から施設の運営が開始される予定となっております。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンをご覧ください。建物である倉庫兼準備室の平面図、立面図及び断面図でございます。断面図に示すとおり建物の最高高さは3.57メートルです。また、平面図に示すとおり、建物は倉庫及び準備室A・Bと3室の間取りであり、倉庫には主に廃電気機器と処理設備の接続用配管類や作業用具類等を保管し、準備室には日常点検やPCB濃度分析用試料作成等を行うための備品や薬品類を保管いたします。

次のスクリーンをご覧ください。処理前廃棄物の写真でございます。微量PCB汚染廃電気機器である変圧器等様々な機器のほか、右下には廃電気機器から抜油した微量PCB汚染廃油の写真がありますが、こちらは別施設での焼却処理となります。

次のスクリーンをご覧ください。処理後物の写真でございます。左側に示す処理後の廃電気機器は金属くずとして一括売却を行い、売却先業者により分別されて、銅・碍子・鉄心はリサイクルされます。また、使用済み処理液は、特別管理産業廃棄物の廃油として処理業者へ処分を委託します。スクリーンによる説明は、以上でございます。

続いて、周辺的生活環境の保全対策について補足説明をさせていただきます。施設計画の適否については、PCB特措法により、PCBの適正な処理の推進が図られており、PCB廃棄物保管事業者には処理期限までの処理が義務付けられていることから、社会経済上、必要な施設であること。申請地は自然環境を保全する必要のある地域等にはなく、市街化調整区域内の既存変電所敷地の一部を利用するものであり、周辺には住宅・商業施設等の密集地もなく都市計画法及び関連規定について支障がないこと。住民説明会及び対象者全員の合意書の取得により、周辺住民等への周知・合意が図られていること。騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査書から法令規制内の計画であり、設備対策、生活環境保全協定の遵守及び定期的な点検・測定により公害防止対策がとられていることなど、適切であると判断される計画であることから、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。太田市からの補助説明は以上でございます。

(議長)

それでは、本案に対するご意見、ご質問等をお願いいたします。

(大林委員)

全く関係ないのですけれども、そんなに大きな規模ではありませんが、新たな地元の雇用とかは発生するのですか。それとも東電さんの方でやってしまうのですか。

(事務局)

従業員は5名程度ということですので、新たな雇用は東電さんから伺っていません。

(原田委員)

図の13ですが、排水経路が書いてありますが、この排水というのは処理済みのものが流れ出すという訳ではないですか。

(事務局)

水色で示している部分につきましては、機器が設置される場所につきましては、高くコンクリートの防油堤が張られておりまして、そこから流れ出した雨水が、こちらの排水溝を伝わりまして、まず油水分離槽を経由しまして、敷地内東電変電所内の調整池等に流れ込んで、そこから既存の水路に排水されるという状況になっております。万が一PCB等の汚染廃油等が流れ出る場合も考えられるので、防油堤と排水が流れないように鉄板で廃油を受ける設備をしまして、その中にガス検知機、万が一に流れ出した場合に、ガス検知等で感知しまして、排水がその先に流れないようにポンプで止めるというようなことで万が一の対策をとっているということでもあります。

(原田委員)

これは既存の水路に入る訳ですか。

(事務局)

最終的には既存の水路に入りますが、万が一油等が出た場合も油水分離槽で検知をしまして、それ以上は流れ出ない。ポンプが止まって流れ出ないということを知っております。

(原田委員)

心配はない訳ですか。

(事務局)

補助説明させていただいてよろしいでしょうか。県の建築住宅課の坂口ですが、説明させていただきます。今回のピンクで書かれている処理施設内で排水は一切出てきません。洗浄液を機械で繋げまして、その中で回すわけなので、一切排水は出てきません。水色の水路というのは敷地内の雨水のための水路ということです。万が一に今説明したように、油等が漏れたときに、防油堤を設けまして、今説明した形になっています。

(議長)

図の14で洗浄と書いてありますが、ホースで水をかけて洗うこととは違うのですか。

(事務局)

違います。配管を接続してしまいますので、それが漏れるということはないです。

(議長)

他には何かございますか。そうすれば、ご意見もないようでありますので、ご意見をうかがいます。それでは本案について、都市計画上の支障なしとすることに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(議長)

それでは、次に5報告事項でございます。事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、お手元のぐんままちづくりビジョン素案という冊子をご覧ください。

群馬県では、人口減少、超高齢社会に対応した持続可能なまちづくりへの転換を図るため、ぐんままちづくりビジョンの策定を進めております。

ちょうど1年前の第157回都市計画審議会にて、仮称ぐんま都市ビジョンとして取組状況をご報告しておりますが、現在は、ぐんままちづくりビジョンとして素案としてとりまとめ、6月15日から7月17日までの約1か月間、パブリックコメントを現在実施中でございます。

本日は、都市計画審議会の委員の皆様にご報告させていただくとともに、ご意見を賜りたくビジョンの概要を20分ほどお時間をいただき、ご説明させていただきます。

それでは、表紙をめくっていただき、まちづくりビジョンの構成とともに、本日も説明させていただく大まかな流れをご説明いたします。

1でまず、背景と本ビジョンの内容を概説させていただき、2で、ぐんまのまちづくりの現状と課題として、グラフなどを多用し、視覚的に分かりやすく県レベルの課題を提起いたしました。

そして、3ぐんまのまちに今後生じる望ましくない状況では、このまま何もしない場合に生じる弊害について、県民生活の視点と行政の視点、それぞれについてとりまとめました。

一方、4では、望ましいぐんまのまちの将来像として、これまでの各種アンケート調査結果等から、本県の目指す望ましいぐんまのまちの将来像を明らかにし、それらを踏まえ、5で、これからのまちづくりのあり方として、将来像実現に向けた基本方針を7項目掲げました。

そして、6では、県レベルの検討を砕き、市町村レベルでの検討を事例的に、複数の市町村で実施しております。

そして、7では、県の役割、県と市町村との役割分担として、県のやるべきこと、市町村でやるべきこと明確にし、8で、本ビジョンの実現化方策として、市町村と進めるアクションプログラムづくりについて、その概要と今後の進め方等も記しております。

以上の流れに従いまして、ご説明させていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。本ビジョン策定の背景です。群馬県は現状としては全体的には活力が維持されておりますが、人口減少傾向にあり、同時に高齢化が進展しています。

このまま現状を放置した場合、高齢者の住みにくい、福祉的経費を多額に必要とする県土が形成されると予測されます。

そこで、今こそ人口増加時代のまちづくりの考え方や方法を見直し、効率的な都市構造への転換を目指す必要があると考えております。

本ビジョンでは、群馬県のまちづくりの現状を分析し、更なる人口減少・超高齢社会が進むなかで、県民の暮らしに生じる課題・問題点を明確にいたしました。

そして、この課題・問題点を解決し、望ましい将来のまちづくりを実現するための取組方針を明確にするとともに、各市町村がそれぞれの状況に応じて選択できるよう体系的に整理したメニュー、処方箋を用意いたしました。

3ページをご覧ください。ここからは、ぐんまのまちづくりの現状と課題として、まずD I Dと言われる人口集中地区、実質的市街地の人口に注目して、都市の拡散状況についてご説明いたします。

下段の折れ線グラフは、関東地方の都県のD I D、人口集中地区の人口密度の経年変化を示しています。昭和40年以降、どの都市も一律に急激に人口密度が下降しますが、平成2年以後、群馬県以外は、ほぼ横ばい又は上昇に転じています。本県のみ、引き続き下降を続け、関東では最も人口密度の低い市街地を形成していることがわかります。全国でも45位の人口密度となっています。

4ページでは、下段の図で、各県の総人口に対するD I D内の居住人口の割合を、昭和45年と平成17年で比較し、その伸び分を赤く示しています。昭和45年から平成17年まで、3年間が経過する中で、関東では東京を除いて、本県だけが8.7パーセントと一桁の伸びとなっており、関東最下位となるなど、他県と比較して、人が集積して住まず郊外への拡散傾向が強かったことがわかります。

そして5ページで、具体的な人口の増加地区、減少地区を見ていただきます。これは、平成12年と比較した平成17年の5年経過した人口増減率を色で表現した図です。オレンジやピンクが人口増加、黄緑や緑が人口減少した区域を示しています。

これを見ると、中心市街地では、高崎駅周辺で人口増加を示す、オレンジ色が目立ちますが、それ以外は、前橋駅北側、伊勢崎駅周辺が緑色となっており、駅周辺での人口減少が進んだことがわかります。

逆に中心市街地の外側の新市街地や非線引き都市計画区域がオレンジ色で、人口が増加し、郊外拡散が進行していることを示しています。

6ページは県東部の様子を示しております。県中部と同様に、桐生駅、太田駅、館林駅周辺で緑色が目立ち、駅周辺での人口減少、逆に中心市街地の外側や非線引き都市計画区域にオレ

レンジ色が広がり、人口が増加、郊外拡散が進行したことがわかります。

10ページをご覧ください。ここでは、異なる都市計画制度の地区の人口増加について、見てみます。市街化区域と市街化調整区域を区分している線引き都市計画区域と区分していない非線引き都市計画区域の人口の経年変化を示したものです。

昭和63年と比較した平成20年の人口は、上段のオレンジ色で示す県内線引き都市計画区域の総人口は9万8千人、7.9パーセント増加しているのに対し、青色で示す非線引き都市計画区域では7万人、14.3パーセントも増加しており、両区域の土地利用規制の違いが、郊外拡散に影響したと考えられます。

16ページをご覧ください。次に、これまでの住宅政策について見てみます。この図は、前橋市内の大規模な住宅団地の建設場所を示しています。住宅団地が中心部から離れた地区で造成された様子がわかります。人口増加局面では、適切に市街化区域を拡大させ、良好な宅地を供給して人口増加を担ってきたこれらの事業でございしますが、拡散、低密度化の一因となったとも解釈できます。

19ページをご覧ください。次に、商業施設の立地・撤退について見てみます。この図は前橋市内の店舗面積5,000平方メートル以上の商業施設の状況を示したものです。郊外に赤い丸で示した大商業施設の立地が進む一方、中心市街地では、青い四角で示した撤退する施設があり、大型商業施設の郊外化が進んだことがわかります。

21ページをご覧ください。そして空き家の状況を見てみます。中ほどのグラフは、県内の空き家の数と空き家率の推移を示しています。青い棒で示す県内空き家数は昭和33年には4,900戸でしたが、平成20年には123,100戸と25倍に増えています。赤い折れ線で示す空き家率は昭和33年には1.6パーセントでしたが、平成20年には14.4パーセントと9倍にもなっています。

下段の表では、平成20年の状況として、市部の空き家率は14.5パーセントですが、DID地区、都市中心部の空き家率は17.4パーセントと高くなっていることがわかります。また、郊外部においても昭和50年代に分譲した住宅団地等では、空き家が発生しています。

このまま、人口減少、低密度化が続けば、中心市街地を中心に空き家が増え、魅力がなくなるだけでなく、地域コミュニティの崩壊や治安の悪化などを招くことが懸念されます。

22ページをご覧ください。県内人口の推移を見てみます。グラフは、群馬県の年齢3区分別の人口推移と推計を示しています。群馬県で今後、人口減少が進むとともに、23年後の平成47年には、3人に1人が65歳以上高齢者となると推計されています。

23ページですが、昭和45年以降、群馬県の高齢化率は、関東圏で最も高くなっています。

今後、本県の行政運営では、医療、年金、介護などの予算が大幅に増大するとともに、生産年齢人口が大幅に減少することから、税収も減少することが見込まれます。公共施設や公共交通の維持管理費用がまかなえなくなる可能性がございします。

24ページでは、高齢化の進展の状況を見させていただきます。群馬県県央部の平成17年の高齢化率を色分けして示したものです。これによると、前橋市や伊勢崎市の中心部が黄色となり、周辺の地区より高齢者の割合が高いことがわかります。中心部では、人口減少とともに高齢化が進んでいることとなります。

また、25ページでは、同様に県東部の様子を示しています。桐生駅や太田駅北側で周辺に比べて高齢者の割合が高いことがわかります。

26ページをご覧ください。ここからは、これまでお示した現状の上に立って今後生じる望ましくない状況として、心配な社会情勢についてご説明いたします。

まず本県の社会保障関係費の推移です。このグラフは、社会保障関係費にあたる本県の民生費の推移を示しており、国と同様に年々増加しており、平成21年度における普通会計決算額に占める割合は12.6パーセントにも及び、今後も増加することが見込まれます。

生産年齢人口の減少により税収減少が見込まれる中、民生費が増加すれば、公共施設の建設、維持管理費の支出は圧縮される可能性があります。

27ページでは、国土交通省の試算をお示しましたが、現状でも、25年後の2037年に向けてピンク色の維持管理費が年々増加を続け、反対に緑色の新たに何かを造る新設費用が縮小し続け、やがてゼロとなります。さらには維持管理すら十分に行えない時が、近い将来やってくる可能性を示しています。

29ページをご覧ください。生活に欠かせない商業活動の状況について考えてみます。上段の棒グラフは、人口30万人台の都市の小売業の売場効率を坪当たり販売額で示しています。高崎市と前橋市は中位から下位に低迷しています。下の散布図は、売場効率と人口密度の関係を示しています。

同じ人口規模の都市での比較ですが、右上がりの相関を示しており、人口密度が高い方が、売場効率が高いことがわかります。このことから、人口が低密度、拡散した現状から、人口減少が続けば、前橋も高崎も商業環境は悪化する心配があります。

30ページでは、先ほど前橋の事例でご説明しましたが、中心市街地の小売業が撤退する一方、人口の増えている郊外部で自家用車による来店を想定した大型店の出店が進んでいます。その結果、中心市街地でも買い物弱者の増加が懸念されています。また、中心市街地だけでなく、農山村地域や郊外住宅団地などでも買い物弱者の増加が心配されています。

大変恐縮ですが、戻りまして15ページをご覧ください。公共交通の状況について見ていただきます。下段のグラフは、群馬県の旅客輸送分担率の推移を示しています。赤色の鉄道や黄色の乗合バスの分担率は、昭和40年から昭和55年にかけては急激に減少する一方、緑色の▲で示す自家用車の分担率は急激に上昇しました。この時期、自家用車への依存度が高くなるに連れて、都市の人口密度も低下しています。

再び、31ページに戻っていただきます。上段の棒グラフは、県内の乗合バス系統数の推移を示しています。青色で示すバス事業者の路線撤退は昭和50年代から始まり、代わって赤色で示す市町村乗合バスの運行が始まりました。

平成10年以降、赤の市町村乗合バスは、青のバス事業者による一般乗合バスを上回り、近年ではバス路線の全系統のうち約3分の2を市町村乗合バスが占めているのが実態です。乗合バスは市町村が主体となった乗合バスですが、運行維持のための国・県・市町村の公的負担が増加しています。

また、下段のグラフでは、人口密度と公共交通分担率の関係を示しています。右上がりの相関が読み取れますが、人口密度が減少していくと公共交通の分担率は減少しており、このまま人口減少・税収減が進めば、多くのバス路線は存続の危機に見舞われることが危惧されます。

33ページをご覧ください。この棒グラフは、高崎市における平成22年度の転出・転入の世帯数を、旧市街地、新市街地そして山村・農村地域などごとに示したものです。

いずれの地区も、一番右側の水色の棒が示す市外からの転入が一番高く、高崎市の人口は市

外からの転入に支えられていることがわかります。特に、高崎市の中心市街地は、地方都市の中では成功している事例と言われていますが、これは市外からの転入超過に支えられていると考えられます。中心市街地の魅力や利便性が失われれば、転出超過となり、中心市街地は衰退に向かうことも考えられます。

34ページでは、以上のような、更なる人口減少・高齢化の進展により、心配な社会情勢が進行することで今後生じる望ましくない状況をまとめました。

県民の暮らしへの影響として、(1)生活が不便になる、(2)家計の支出が増える、(3)地域内の自助・共助ができなくなる、(4)生活環境が悪化する、(5)安全・安心なくらしが脅かされる、(6)雇用が減るなどの望ましくない状況が発生すると危惧されます。

そして35ページでは、行政運営において今後生じる望ましくない状況として、(1)行政コストが増える、(2)交流人口減少による税収減、(3)流入人口減少による税収減、(4)居住人口減少による税収減などの望ましくない状況が発生すると考えられます。

一方、36ページでは、県民意見を踏まえた望ましい将来像をまとめました。群馬県の目指す望ましいぐんまのまちの将来像として、社会資本整備に関する県民意識アンケートの結果では、高齢者などが車に頼らなくても生活できることが1番となっています。

39ページをご覧ください。県民意識アンケートやワークショップなどでいただいた県民意見をもとに、県民から望まれるぐんまのまちの将来像をぐんまらしい持続可能なまち、副題として、ぐんまのまちの個性を活かして、まちのまとまりをつくり出しますとまとめました。ぐんまらしいとは、ぐんまのまちの個性を活かすことであり、持続可能なまちとは、まちのまとまりをつくり、多様な交通手段を選択できる社会や医療、介護、教育施設が整っている社会など6つの分野の社会が継続することと考えています。

40ページでは、これまでの検討を踏まえて、これからのぐんまのまちづくりを進める基本方針を掲げましたのでご説明いたします。

県民の暮らしや行政運営に生じる望ましくない状況を回避し、望ましいぐんまのまちの将来像を実現するための基本方針として、1人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築、2空き地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居の促進や集客施設の誘致、3地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を整えた魅力な街なかづくり、4都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保、5災害時でも安全・安心な都市環境の整備、6ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり、7家計にも環境にも優しい付加価値の高い効率的な都市経営の追求など7つの基本方針を設定しました。

そして、41ページからは、各基本方針に基づく具体的な施策をぶら下げる形で示しています。施策は、具体的な事業種別ではなく、今後、様々なアイデアが考えられるよう一般的な用語でまとめています。

42ページ、43ページと整理いたしました。44ページをご覧ください。

そして、将来像実現に向けた取組施策として、望ましくない状況を回避し、ぐんまらしい持続可能なまちづくりを実現するための施策を整理しました。先ほどご説明した今後生じる望ましくない状況を回避して、望ましい状況に転換するための施策、処方箋として視点を変えて整理しました。

県民の暮らしにおいて生活が不便になるという望ましくない状況を生活が便利になるという

望ましい状況に転換するための施策、処方箋を整理しています。

同様に45ページでは、地域内の自助・共助を維持するという望ましい状況に転換するための処方箋を、そして、生活環境が向上するという望ましい状況へ転換するためなどの処方箋を、46ページでは、雇用を確保するという望ましい状況に転換するための処方箋とともに、次に行政運営で生じる望ましくない状況に関しても必要な施策、処方箋を整理しました。行政コストを減らすという望ましい状況に転換するためや、47ページでは、交流人口を増やして税収を増やすという望ましい状況に転換するため、そして流入人口を増やして税収を増やすという望ましい状況に転換するため、48ページでは、定住人口を維持して税収を増やすという望ましい状況に転換するためなどの施策、処方箋を整理しました。

そして49ページでは、これまでの県レベルでの現状分析から、市町村ごとのまちの現状分析として、事例的に取り上げて分析しています。市町村ごとに将来生じる課題を検証し、どのような施策を実施したらよいか検討する必要があると考えており、今後市町村と連携、協力して実施することとしています。

上段の図ですが、ここでは、群馬県内の5つの匿名市町村を事例として、本ビジョンを策定する過程で収集整理したいくつかの指標をもとに、一つの例として分析し、課題を抽出、解決・回避するための施策を選定しました。施策選定にあたっては、各市町村の強みを活かすことも配慮しました。

51ページではA市について、上段で指標を用いた判定からオレンジ色で示す○と、青色で示す▲で分析し、右端の濃い青色の▽で対策の要否を示しています。そして、下段では、都市の強みを活かしつつ、その都市の特性に応じた処方箋として、必要な施策を掲げています。

52ページではB市を、同様に53ページではC市を、そして54ページではD市を、55ページではE町を事例として分析しています。都市ごとに分析結果も違い、処方箋も違ってくるのがお分かりいただけたと思います。

そして56ページでは、具体的な導入事業の考え方を例示しました。導入する事業は、市町村ごとに必要な施策を選定し、これまでの人口増加を前提とした計画や発想を転換しながら、実施する事業を検討することとなります。

例として示しましたものは、老朽化した住宅を取り壊して公園・緑地として再生し、魅力を増したことで転入者増に成功した事例や公共施設の駅前移転による活性化、57ページでは、自転車の活用や高齢者や環境にもやさしい新たな移動手段の検討などの可能性を事例紹介しています。

そして、58ページでは、今後の進め方における群馬県の役割、そして市町村との役割分担について明確にし、連携、協力してまちづくりを進めていくことを示しています。

下段ですが、1市町村は街なかを考え、県は広域連携や調整と市町村支援を考えます、2県は本ビジョンの考え方を踏まえ、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランを広域都市圏で策定します、3県と市町村で人口減少を前提とした土地利用のルール（郊外開発のあり方等）を整理します、4県は、隣接市町村間で利害の相反する計画の調整を行います、5県の関係課が連携し、市町村の規模に応じて計画づくりや個性を活かしたまちづくりを支援します、6県は県内だけでなく、県境を越えた広域交通ネットワーク、広域観光ネットワーク、広域防災ネットワークなどを整備します、としました。

そして、59ページでは、具体的な実現化方策として、これから県と市町村で取り組むアク

ョンプログラムについてまとめました。

アクションプログラムは、ビジョンを具現化するための計画です。策定主体は、まちづくりの中心となる市町村が策定しますが、策定段階から実施まで、県としてもしっかりと支援する考えでおります。

具体的な進め方ですが、まずモデル市町村を公募し、モデル市町村とともに今年度からアクションプログラムの策定を進めます。この7月から公募を開始し、来年の夏までにモデル市町村のアクションプログラムを取りまとめる予定です。

具体的なアクションプログラムの内容としましては、市町村と県で検討を重ね、対象区域の設定、地域の課題の整理、望ましい将来像を描き、将来像を達成するための施策などについて、明確にするとともに、具体的施策の実現化方策として、短期的、長期的の視点から取り組むべき施策や県・市町村・民間などの実施主体別の分担などを盛り込みたいと考えております。

モデル市町村からは1年遅れますが、その他市町村とも同様に、アクションプログラムづくりを展開できればと考えております。

以上、大変ご説明が長くなりましたが、以上でぐんままちづくりビジョン（素案）のご説明を終わります。ありがとうございました。

（議長）

ただいまのご説明について、ご質問でも、ご意見でもございますか。

（森田委員）

これを拝見しましたけれど、質問票、意見を書くのもあるんですけど、大きなところで申し上げておきたいのは、これでパブコメを求めているようですが、これはとても難しい。うちの学生、都市計画という授業を受けた学生でも多分わからない。特に全般が問題点ばかりで、それはよくわかっているし、授業にも使えるのですけれど、ビジョンというのがどこにあるのかというと、見当たらなかったですね。もちろん市民参加というのが重要で、すべきだとは思いますが、その前に県の役割としては、広域的、専門的に、長期的に県土のビジョンを示すべきだと思います。県として県土のビジョンを示したで、市町村の役割というものももちろんあるのですけれども、まず県の形を示さないことにはフレームが整わないわけですから、市町村としても検討しにくいですし、市町村で考るといっても、市町村ごとに集まったから、それで県のビジョンになるというわけでもないですし、市町村でやっても都市計画区域でやっても、全体の県のビジョンがないままではまずいと思うのです。

20年も経てば力合わせる180万人に必ずなるわけですから、人口を減らす部分だとかエリアを決めて集中するなら集中させていかないと、多分群馬県はもたないと思います。問題点はとてもよくわかる資料だったので、ビジョンとして誇れる部分を作りたいと思いました。

（議長）

他にございますか。

(南波委員)

問題点を並べただけだと思うんですね。

(事務局)

ひとつお話しさせていただいてよろしいでしょうか。ご指摘のとおり、課題が8割以上を占める構成となっておりますが、具体的にはしっかりとご意見を賜って、見直すべきところは見直したいと思っております。

(南波委員)

6月から（パブリックコメントを）始めてるんだから間に合うわけがないではないか。7月から（モデル市町村の公募を）始めますと言っているではないか。

(事務局)

都市計画課長でございます。モデル市町村の募集のみを開始するというので、具体的にはこの内容はまだ決まっておきませんので、今パブリックコメントですとか、市町村の方ですとか、県議会の方ですとか、ご意見を伺った上で8月に産経土木常任委員会で審議をいただいて、その後、決定されますので、その決定したものに基いてアクションプログラム作りをしていくということで、7月開始というのは、今のパブリックコメントの段階で、一緒にやっていただける市町村があるかどうか、募集を始めるということでありませぬ。

(南波委員)

募集を遅らせるべきではないか。

(事務局)

ご意見を賜りましたので、それについても検討させていただきます。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

(須藤委員)

このぐんままちづくりビジョンの素案が作成された背景、いろいろ課題があるということでしょうけれど、国の方針として何かそういうものがあるのか、それとも群馬県がオリジナルに考え抜いてこういうものを出そうとされたのか、どちらですか。

(事務局)

既に、国としては、都市計画運用指針の改定という形で、数年前から警鐘は鳴らし続けている状況でございます。特に国から新たに作りなさいという指導で作ったわけではなく、オリジナルで群馬県の都市計画に携わる職員が、意思決定をされるひとりひとり、県民の皆さんと課題を共有して、これからのまちづくりをどういった方向に少しでもハンドル、

軌道修正をできないだろうかということで、課題の部分が多くなってしまったと反省しております。以上です。

(須藤委員)

いつ頃からこれは準備していたのか。

(事務局)

2年ほど前から準備をしておりました。

(森田委員)

人口が減るということと、人口密度が下がっているということは、全国どこでもそうなのですが、この資料のとおり群馬県は異常に急速あるいは度合いが大きいので、それに対しては施策をですね、国の法律の範囲内じゃなくても、群馬県タイプのルールを作ってやらないと。

(大林委員)

県の総合計画とどういう形でやっていくのか。

(事務局)

具体的には県土整備プランの下位にぶら下がるということで、県土整備プランを通じて総合計画に沿った取組と考えております。

(事務局)

総合計画は、はばたけ群馬プランでございまして、その下位計画に、はばたけ群馬県土整備プランがありますが、現在改定中でございます。その一部としてのぐんままちづくりビジョンという位置づけであります。

(南波委員)

総合計画を作るときは、こんなに暗い情報はなかったのだけれど。

(議長)

分析より処方箋を書く方が難しいということですね。いろいろな意見はありますけれど、そういう意見を頂戴したいという趣旨ですから、適宜また意見をお寄せいただければと思います。

(議長)

では最後に6その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第163回審議会の開催についてですが、通例によりますと9月の定例県議会後

の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

それでは、長時間ご苦勞様でした。本日は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会：14：55)

(議事録署名人)
